

平成31年度 第2回大島町農業委員会総会議事録

平成31年度定例大島町農業委員会が、平成31年5月24日（金）午前10時より大島町3階第3会議室にて開催された。

1、農業委員会委員は、次の通り

- | | | | | |
|---------|-------|---------|--------|--------|
| 1、土屋茂 | 2、春木望 | 3、五十嵐初代 | 4、小坂一雄 | 5、山本政一 |
| 6、向山吉昭 | 7、伊藤潔 | 8、笠間隆夫 | 9、新保鐵雄 | 10、中拂晶 |
| 11、中村富長 | | | | |

2、農地利用最適化推進委員は、次の通り

- | | | |
|--------|--------|--------|
| 1、吉田義孝 | 2、澤田波夫 | 3、橋爪重徳 |
|--------|--------|--------|

3、欠席委員(農業委員・農地利用最適化推進委員)

農業委員 7、伊藤潔 農地利用最適化推進委員 欠席無し

4、出席職員は次の通り

中田太	産業課長
山田貴訓	農業係長
本間百展	主事

5、付議された案件

- 日程第1：農地の権利移動の許可について
 日程第2：第59回企業的農業経営顕彰事業の実施について
 日程第3：第38回農業後継者顕彰事業の実施について
 日程第4：その他

6、本日の書記は次の通り

主事 本間百展

土屋議長 それでは、平成31年度第2回農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は11名中10名、欠席委員は1名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。なお推進委員の方は3名中3名参加して頂いています。それでは、本日の日程につきましてお諮りいたします。お手元に配布している日程表のとおりといたしますがご異議ございませんか。

(～異議なしの声 多数～)

異議なしと認めます。大島町農業委員会規則第41条に規定する議事録署名委員は5番委員と6番委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局の本間氏を指名

いたします。それでは日程第1「農地の権利移動の許可」について議案第4号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(本間) 事務局より説明いたします。申請人及び譲受人は□▲ー▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲ー▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、明日葉など野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等はなしです。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□を□へ▲mほど進んだ進行方向左手側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。

新保委員 17日に私と中拂さんと山本さんの3名で行って参りました。〇〇さんが立ち会いました。申請地は北、東、西が住宅地、南が道路となっております。綺麗に整地されています。風当たりがよく日当たりもいいです。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。その他、ご意見はございますか。はい、4番。

小坂委員 〇〇さんはこの他にどのくらい土地を持っているんですか。

事務局(本間) 畑を▲㎡ほど所有しております。

小坂委員 ▲と▲では両方足しても▲にならないよ。そういうことも営農状況のところに書いといてもらわないと。

事務局(本間) はい、分かりました。

土屋議長 よろしいですか。他にありますか。それでは採決いたします。日程第1、議案第4号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(～全員 挙手～)

全員賛成ですので、議案第4号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第1、「農地の権利移動の許可」について議案第5号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局(本間) 事務局より説明させていただきます。申請人及び譲受人は□▲ー▲、〇〇、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲ー▲、〇〇、▲歳。申請地は、□▲番▲、面積は▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である〇〇は、譲渡人である〇〇より申請地を無償にて取得し、あしたばなど野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等はなしです。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□を□へ▲mほど進んだ進行方向左手側に位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。

- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、9番。
- 新保委員 4号議案と同じく畑として続いているものです。長瀬さんから無償で取得した畑は町道側、先ほどの4号議案は自宅に面しています。長方形になっています。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、2番。
- 春木委員 ○○さんは同じ人ですか。
- 事務局(本間) はい。
- 土屋議長 その他、ご意見はございますか。よろしいですか。はい、4番。
- 小坂委員 ここはどなたが何名で調査に行ったんですか。
- 新保委員 はい、私と中拂さんと山本さんと事務局の4名です。
- 小坂委員 それから、譲受人か譲渡人のどちらか立ち会いしましたか。
- 新保委員 譲受人の○○さんが立ち会っています。
- 小坂委員 はい。
- 土屋議長 議案第4号も○○さんが立ち会っていますね。
- 新保委員 そうです。
- 土屋議長 他にありますか。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第5号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第5号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第1「農地の権利移動の許可」について、議案第6号を上程いたします。事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局(本間) 事務局より説明いたします。申請人及び譲受人は□、○○、▲歳。譲渡人は□▲丁目▲ー▲号、○○、▲歳。申請地は、□▲番▲、▲番▲、▲番▲、▲番▲面積はそれぞれ、▲、▲、▲、▲㎡でございます。申請事由ですが、譲受人である○○は、譲渡人である○○より申請地を無償にて取得し、野菜を栽培する農地として利用したいというものです。営農状況といたしまして、常時従事者1名です。労力状況につきましては、労働力男1名。既存の農業機械等は耕運機1台です。次のページをご覧くださいますと、申請地への案内図となっております。申請地は、□から▲mほど進んだ□を左側に進み□で左折し道なりに▲mほど進んだところに位置します。次のページをご覧くださいますと申請地の公図となります。説明は以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの説明内容に関連して、地区担当委員から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。はい、6番。
- 向山委員 議案第6号、○○さんの農地の権利移動の許可申請についての補足説明をいたします。初めに譲渡人の○さんは譲受人の○にあたる人です。この4枚とも○さんが遺産相続で持っていて、○さんは畑をやることができないので、弟の○さんに全部譲渡するということです。4枚ありますので、1枚ずつ説明します。5月19日に地元委員の中村さん、小坂さん、私の3名にて申請地の現地確認、調査、見まわりをいたしました。その結果

3委員とも申請通り異議なしと認めましたので、各委員の方々もよろしく願いいたします。□▲番▲、一番上の畑で□の右側です。ここは普通畑で申請地の周りは樺の木に覆われる防風林となっており、地内は鳥やキョン避けの防除ネットが被っております。中は平らで現在モロコシ、落花生、小松菜、キャベツ、生姜、里芋、明日葉、その他色々が作付しており、周りの防除ネットでかばっております。水道は完備されておられません。日照時間も長く、平らで海岸から離れているので、塩害も少ないと思います。周りは土手になっておりますので、土砂の流出も考えられません。申請地の上と下は宅地、左側は農振、右が普通畑です。次に▲番▲です。道路の左側です。混合畑になっており、上が宅地、下が普通畑、西が普通畑、東が普通畑と農振になっています。申請地の周りは樺の木に覆われる防風林となっており、地内は更地で何もありません。将来は野菜類を作付するとのことです。水道も完備されておられません。次に▲番▲です。普通畑で□の右側です。上が宅地、下が普通畑、西と東も普通畑です。申請地の周りは雑木に覆われる防風林となっており、地内は長い間耕作放棄地とされておりましたため、山林化になっておりますが、ぼちぼち手をかけて作付できるようにしたいと本人は言っておりました。傾斜地になっており、水道も完備されておられません。次に▲番▲です。上と下が普通畑。西は農振、東は普通畑です。申請地の周りは雑木に覆われる防風林となっており、地内は先ほどと同じく長い間耕作放棄地とされておりましたため、山林化になっておりますが、ぼちぼち手をかけて作付できるようにしたいと本人は言っておりました。傾斜地になっており、水道も完備されておられません。申請地の場所は先ほど事務局が言ったとおりです。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について発言のある方は挙手願います。はい、4番。

小坂委員 補足として、立会人は〇〇さん親子が2名です。以上です。

土屋議長 ありがとうございます。その他、ご意見はございますか。はい、橋爪推進委員。

橋爪推進委員 申請地4ヶ所を合計すると▲㎡になります。実際は防風林以上あるとお伺いしたのですが、どのくらいの面積になりますか。

土屋議長 耕作できる面積です。

向山委員 先ほども説明したとおり、下の2枚はぼちぼちやらなければ、山林化になっているから。伐採して、抜根して。

橋爪推進委員 ごめんなさい、もう一度。公図上、合計面積が▲㎡になります。今ご説明頂いたように各畑、防風林等整備するとあったんですけど、実際耕作面積としたらどのくらいの面積になりますか。

向山委員 そこまではちょっと計算していない。

橋爪推進委員 大体でいいです。

小坂委員 ▲、1/3くらいですね。▲㎡くらいかも。

向山委員 ▲と▲の1枚は現在耕作されていて、もう1枚は直ぐにでも耕作できますけど、併せると▲坪くらいになるんです、その内土手にとられたとしても▲坪は作付できます。

小坂委員 ▲㎡は綺麗になって野菜も作っているんだけど、周りの樺の木は作物になるのかな。

向山委員 殆ど耕作されている。土手にも明日葉が植わっているし。

- 小坂委員 全体で▲あってその1/3ですね、耕作面積は。
- 橋爪推進委員 ▲と▲は山林化しつつあるのを新たに農地として再生しようというご説明だったので、是非とも頑張って頂きたいと思います。
- 土屋議長 はい、4番。
- 小坂委員 本人は年齢も年齢だし、ぼちぼちやりますと。木を全部伐るのではなく、下の方を掃って綺麗にして、私の個人的な提案として取り敢えず明日葉の種を撒いといたらどうですかと言いました。
- 土屋議長 ありがとうございます。よろしいですか。それでは採決いたします。日程第1、議案第6号「農地の権利移動の許可」について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
- (～全員 挙手～)
- 全員賛成ですので、議案第6号については、原案のとおり承認いたします。続きまして日程第2「第59回企業的農業経営顕彰事業の実施」について事務局より説明をお願いします。
- 事務局(本間) 事務局より説明させていただきます。今年度も企業的農業経営顕彰事業の対象者について、皆さまに推薦者のご検討をお願いしたいと思います。推薦にあたっての留意点といたしましては、従前のとおり年間農業収入がおおむね500万円以上という原則がございますが、島嶼地域につきましては、その地域の特性を生かした先駆的経営を認められるものは対象となります。東京都農業会議への推薦期限は8月30日(金)までとなっておりますが、推薦対象者への推薦書類作成手続きなどがございますので、対象者となる農業者についてご審議頂きたいと思います。また資料の最後に大島町農業委員会で推薦を行い、受賞された農業者の一覧をお付けしております。以上です。
- 土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関して発言のある方は挙手願います。休憩いたします。
- (～休憩～)
- 土屋議長 それでは再開いたします。企業的農業経営顕彰事業につきましては農業委員会で2名、○さんと○さんを推薦ということでよろしいですか。続きまして日程第3「第39回農業後継者顕彰事業」について事務局より説明をお願いします。
- 事務局(本間) 事務局より説明いたします。こちらも今年度対象となる農業者がいるか、委員の皆さまで推薦のご検討をお願いしたいと思います。推薦にあたっての留意点といたしましては、就農してから3年以上経過していること、従前のとおり年間農業収入がおおむね500万円以上もしくは、新たに追加されました認定農業者または認定新規就農者であることとなっております。年間農業収入がおおむね500万円以上という原則がございますが、島嶼地域につきましては、その地域の特性を生かした先駆的経営を認められるものは対象となります。こちらは東京都農業会議への推薦期限が7月31日(水)までとなっておりますので、企業的農業経営顕彰より1ヶ月締め切りが早くなっています。またこちらも資料の最後に大島町農業委員会で推薦し、受賞された農業者の一覧をお付けしております。以上ご審議のほど、よろしく願いいたします。

土屋議長 ありがとうございます。ただいまの事務局からの説明に関して発言のある方は挙手願います。休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。この件につきましては、農業委員会で口の〇さんを推薦ということによろしいですか。その他、ご意見はございますか。続きまして日程第4「その他」について事務局より説明をお願いします。

事務局(本間) 2020年に農林業センサスを実施するにあたりまして、調査準備を行うように通達が来ています。地区の農業者の現状を取りまとめる地区の精通者名簿の提出を依頼されています。2015年にも同様の調査を皆さん行って頂いていると思いますので、過去の資料をもとに名簿を作成いたしました。

土屋議長 この件も休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。

事務局(本間) 今回の農林業センサスのご協力をお願いいたします。次に移ります。本日追加でお配りした6月13日農業振興地域フォーラム農業振興地域を有する農業委員会の活動事例ということで報告用紙が来ていますので、皆様で上から順番に1.農業振興地域における取り組みについて、(1)農地流動化(農地賃借)の推進に向けた取組について、(2)農業振興に向けた取組について、2.新規就農や法人参入の状況・推進の取り組みについて、3.農地流動化や新規就農について国や都に求める施策などをご記入くださいと書いてありますので、意見を話し合ってくださいと思います。

土屋議長 この件につきましても休憩にして色々な意見を出して頂き、まとめたいと思います。よろしいですか。休憩といたします。

(～休憩～)

土屋議長 それでは再開いたします。

事務局(本間) 皆さんの話を聞きまして、農業振興地域フォーラムの報告様式に記載する内容を上から順番に確認させて頂きたいと思います。流動化(農地賃借)の推進に向けた取組についてということで、中間管理事業などを町委員として斡旋しているという回答をさせて頂きたいと思います。農業振興に向けた取組について農地流動化や新規就農事業以外ということなので、例えば農道整備だったり、農業用水の整備だったり、こういったところを書かせてもらえればと思います。新規就農や法人参入の状況・推進の取り組みについてということで、新規就農事業卒業生2名が出ているということ、今こういった内容で研修しているというようなことを書かせて頂こうと思います。農地流動化や新規就農について国や都に求める施策などということで、今あげたのが農振を除外しやすくすること、1点目が除外し易いように何か今より緩い要件、大島の人口も減少しているので、住みたい人がいれば農振を外して宅地にできるとか、山林化する開墾の費用を、今1/2、2/3の補助を更にもっと補助率を上げてもらう。ハウスとか施設も建てられるような事業と一体でできるような事業。農業用水をひきたくても遠くて費用のかかる人に向けた補助。新規参入に伴って入りやすいように要件を緩くする。審査、新規就農の認定農業者の審査等をもう少し簡単なものに変えるなどによろしいでしょうか。

- 土屋議長 どうですか皆さん、事務局(本間)が回答した内容でよろしいですか。では次をお願いします。
- 事務局(本間) 本日調査表をお配りしましたので、今年も農地利用状況調査をお願いいたします。例年どおり5種類に分けられていますので、該当するところに○を付けて頂いて、良好、遊休2は良好には劣るがやっちはいる、遊休1は畑はやっていないが機械を入れれば開墾できる、荒廃Bは重機を入れないと再生困難、その他は家や資材置場が建っている、道路になっている。何か分からないところ、写っていないところがありましたら事務局まで連絡頂ければ地図を渡しますので、よろしくをお願いします。続きまして、伊藤潔さんのことについてお話させて頂きたいと思います。先日伊藤潔さんの方から体調が治らないので、今年はまだ協力出来なそうということで辞任届が出ています。皆さんと町長の同意を得て辞任が成立いたしますので、この場で皆さんの同意を頂きたいと思います。
- 土屋議長 この件につきまして、皆さんどうですか。
- 向山委員 今現在、伊藤さんが抜けると10名、推進委員さん入れて14名、会を開くのに9.3名必要ですよね。全然余裕がなくなり、その後1人かければ大変ですね。
- 事務局(本間) 10名が最低人数なので。
- 土屋議長 どうですか、皆さん。
- 向山委員 もし仮に10人になって、また一人辞めて足りなくなった場合はどうするんですか。
- 事務局(本間) 足りなくなった場合は再公募します。集まるまで会が開けない可能性も出てきます。その場合どうしたらいいか分からないんですけど。
- 向山委員 公募して入れれば成立ということですね、分かりました。
- 土屋議長 他にはありますか。はい、2番。
- 春木委員 本人から申し出があったのなら仕方ないですよ。
- 向山委員 本人がそうなら仕方ないね。皆さん体を鍛えて長生きして、何かあったら大変だ。
- 小坂委員 元々本人が申し出たわけではないのだから、いいのではないですか。まして出てこないんだから。
- 土屋議長 他にありますか。伊藤さんにつきましては許可ということでよろしいですか。町長に伝えてください。
- 事務局(本間) はい。では最後に1点。振興地域フォーラム農業者大会に参加して頂ける方は終わった後、日程表をお配りいたしますので、こちらに来て頂ければと思います。よろしくをお願いします。
- 土屋議長 その他で何かございますか。はい、2番。
- 春木委員 国辺りに行くとどんどん宅地が広がっているんですよ、物凄いスピードで。農業振興地域だと思えるんですよ、どうしているんですかね。
- 事務局(本間) 東京の市街化区域内っていうのは、基本的に建てますという届出だけでいいので、建てやすく住宅が広がるんです。大島は4条、5条で家を建てるとなると協議をした上で、東京都が更に許可という形になるのです。
- 小坂委員 同じ農業振興地域で建てやすいんですか。
- 事務局(本間) 農業振興地域ではないです。
- 土屋議長 東京都で農振に入っているところは5市町しかないんです。

- 事務局(本間) 農業振興地域は別ですけど、市街化区域がある区市町村では届出になります。
- 小坂委員 東京は市街化地域になっているでしょ。
- 事務局(本間) 東京で振興地域があるのは青梅市、あきる野市、瑞穂町、日出町、八王子市の5ヶ所になります。
- 土屋議長 ここが何もできないからフォーラムをやろうってことになったんです。
- 山本委員 どうして農業振興地域がなくなってきたんですか。初めはあったでしょ。島しょ地区だけ取り残されたんじゃない。
- 土屋議長 島しょも大島、新島、神津、三宅、八丈だけです。後は入っていないです。
- 山本委員 だから現代から取り残されてしまったんですよ。
- 土屋議長 取り残されたのではなく入ったんです。
- 小坂委員 5年ごとに見直すってことになったんです。でも5年ごとに見直していないんですよ。
- 土屋議長 はい、5番。
- 山本委員 それも最初に約束があったんですよ。解除できますよね。
- 土屋議長 はい、6番。
- 向山委員 予算です。前はたまにですが予算案とか決算とか出してくれたんですけど。
- 事務局(本間) 農業委員会の予算ですか。
- 向山委員 それもそうなんだけど、今年度おおまかでいいので、例えば有害鳥獣がどのくらいか、支庁の方も分かったら教えてください。
- 事務局(本間) それは来月でもよろしいですか。
- 向山委員 はい、大体でいいんですけど。
- 春木委員 6億円付いたことがありますよ。半分は学識経験者が持っていくそうです。
- 向山委員 キョン様様ですね。
- 笠間委員 キョン対策検討委員会には大島の人は誰も入っていない。全部島外で検討会やっているんですよ。半分くらい持っていかれてしまう。
- 土屋議長 その他ご意見はございますか。特にないようですので、これをもちまして第2回大島町農業委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

この会議録は書記が調製したもので、その内容については相違ないことを認め署名する。

大島町農業委員会

委員

大島町農業委員会

委員